

島 組 甲 第 1 7 7 号
島 生 企 甲 第 1 0 5 9 号
島 刑 企 甲 第 1 6 6 号
島 広 報 甲 第 2 0 6 号
島 交 企 甲 第 1 3 0 9 号
島 公 甲 第 1 1 2 号
令 和 4 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

| | |
|------|-----|
| 保存期間 | 3 年 |
|------|-----|

島 根 県 警 察 本 部 長

特殊詐欺対策の強化について（通達）

本県の特殊詐欺対策については、特殊詐欺対策の強化について（平成31年2月15日島捜二第46号ほか本部長通達。以下「旧通達」という。）に基づき検挙活動及び抑止活動を推進してきたところであるが、このたび、特殊詐欺の組織性や背後における暴力団の関与等を踏まえ、特殊詐欺捜査室が刑事部捜査第二課から刑事部組織犯罪対策課に業務移管された。

特殊詐欺については、全国では令和3年中、還付金詐欺の急増等により認知件数が前年を大きく上回り、被害額も約278億円と高止まりが続いているほか、本県においても、認知件数が過去最多を記録するなど、極めて厳しい状況が続いている。

こうした情勢に的確に対処するため、従来の「特殊詐欺対策本部」の体制を見直し、下記のとおり特殊詐欺に対する取組を強力に推進することとしたので、各種対策に万全を期されたい。

なお、旧通達は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

記

1 特殊詐欺対策本部の設置

関係所属が情報を共有し、その発生実態の把握と分析を行うなど、総合力を発揮した捜査及び抑止対策を推進するため、別紙のとおり、警察本部長を「対策本部長」とし、刑事部長を取締推進責任者、生活安全部長を抑止推進責任者とする「特殊詐欺対策本部」を設置する。

また、犯行組織の実態に応じた検挙対策を推進するため、「特殊詐欺捜査プロジェクトチーム」を編成し、関係所属の捜査員による一層の検挙対策を推進する。

2 基本方針

(1) 部門や所属の垣根を越えた総合力を発揮した多角的な取締りの推進

個々の特殊詐欺事件の実行犯検挙や突き上げ捜査に加え、特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、少年の犯罪者グループ、或いは個人に対する多角的な情報収集、実態把握に努め、あらゆる法令を駆

使して検挙するなど、「抑止に資する検挙」に向けた戦略的な取締りを推進すること。

(2) 効果的な抑止活動の推進

特殊詐欺事件に関する被害状況、犯行手口等の情報を迅速に把握し、検挙と抑止の両部門が連携して情報の共有化を図り、抑止のための情報交換、施策等の意見交換を行い、検挙と抑止の連携による特殊詐欺対策を推進すること。

また、これまで多くの抑止対策を行っているが、これら対策の効果検証を行いつつ必要な見直しを推進し、更なる被害抑止に繋げること。

別紙 [略]